

## <<< 当金庫のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客様へ >>> 「改正利息制限法」の概要と当金庫の対応について

- 「改正利息制限法」(2010年6月18日施行)により、当金庫以外の提携金融機関のATMを利用した一定金額のお借入またはご返済の際に、お客様にご負担いただく「ATM利用手数料」(消費税込)が「改正利息制限法」に定める手数料を超える場合、「利息」とみなされることになりました。

提携ATMでのお取引内容		「利息」とみなされるATM利用手数料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローンカードによるお借入・ご返済</li> <li>・キャッシュカードによる出金時に残高不足によりお借入(総合口座貸越)が発生する場合</li> <li>・キャッシュカードによる入金時に借入金残高(総合口座貸越)のご返済が行われる場合</li> </ul>	お借入金額またはご返済金額が <u>1万円以下</u> の場合(注)	<u>110円</u> を超える手数料
	お借入金額またはご返済金額が <u>1万円超</u> の場合(注)	<u>220円</u> を超える手数料

(注)「改正利息制限法」の対象となるお取引の「お借入金額またはご返済金額」は、お客様が実際に提携ATMで取引された金額(入出金額)ではなく、当該取引によるお借入金額、またはご返済金額となります。

### <事例1> 総合口座貸越の場合での「お借入金額」

	入金	出金	残高
お取引前の総合口座残高			5,000円
お取引金額		11,000円	▲6,000円

この場合、6,000円が「改正利息制限法」の対象となる金額と判定され、「110円」を超える手数料を請求する場合、「110円」を超える手数料が「利息」とみなされます。

### <事例2> 総合口座貸越の場合での「ご返済金額」

	入金	出金	残高
お取引前の総合口座残高			▲9,000円
お取引金額	10,000円		1,000円

この場合、9,000円が「改正利息制限法」の対象となる金額と判定され、「110円」を超える手数料を請求する場合、「110円」を超える手数料が「利息」とみなされます。

- 当金庫の「改正利息制限法」への対応として、ご利用になられたATMを設置している金融機関が、「利息とみなされるATM利用手数料」を請求する場合は、その差額を当金庫が負担させていただきます。

### <事例3>

提携ATMでのお取引内容	ATM設置金融機関が定めるATM利用手数料(消費税込)	お客様にご負担いただくATM利用手数料(消費税込)
午後8時に5,000円の「借入」を行った	110円の場合	110円
	220円の場合	110円(注)
午後8時に5,000円の「返済」を行った	110円の場合	110円
	220円の場合	110円(注)

(注)提携ATM画面や提携ATMのご利用時に発行される利用明細票に表示されるATM利用手数料には、当金庫負担分を含んだATM利用手数料が表示される場合があります。

(お客様の通帳には、実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されます。)

- お借入やご返済を伴わない預金としての入出金取引につきましては、従来通り、ATMを設置している提携金融機関が定めるATM利用手数料をご負担いただきます。

**当金庫以外のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客様へ**

「改正利息制限法」への対応は、金融機関により異なりますので、  
詳細は口座をお持ちの金融機関にお問い合わせいただくようお願いいたします。

(2019年10月1日)